

## 茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補装具費自己負担額給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「補装具費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項に規定する補装具費をいう。

### (対象者)

第3条 補装具費自己負担額給付金の支給を受けることができる者は、法第76条第1項の規定により補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認められた者（障害児に限る。）の保護者とする。

### (申請等)

第4条 補装具費自己負担額給付金の支給を受けようとする者は、茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、その内容を調査し、補装具費自己負担額給付金を支給すべきものと認めたときは、速やかに補装具費自己負担額給付金の支給の決定をするものとする。

3 市長は、補装具費自己負担額給付金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金支給決定通知書により補装具費自己負担額給付金の支給の申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、併せて補装具費支給券を交付するものとする。

### (請求)

第5条 前条第2項の規定により補装具費自己負担額給付金の支給の決定を受けた者は、補装具費自己負担額給付金の支給を受けようとするときは、請求書に前条第3項の補装具費支給券を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補装具費自己負担額給付金の支給の決定を受けた者が茅ヶ崎市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年10月1日施行）に基づき登録及び契約等を行っている補装具業者に補装具費の請求及び受領に

関する権限を委任したときは、当該補装具業者に対して支払いを行うことができるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市身体障害児（者）補装具費自己負担額扶助要綱（平成2年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の茅ヶ崎市身体障害児（者）補装具自己負担額扶助要綱の規定に基づき作成されている帳票は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

TEL ( )

補装具費自己負担額給付金の支給を申請します。

障 害 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日	
	住 所					
	障 害 名					
	手 帳	身体障害者手帳	都道府県市第	号		
補装具業者						
補装具品目						
備 考						

